

令和2年7月28日

諮 問 書

佐川町上下水道運営委員会

委員長 永田 耕朗 様

佐川町長 堀見 和道

町 長  
郡 知  
道 佐  
印 川 高

佐川町上下水道運営委員会条例（平成8年佐川町条例第20号）第1条の規定により、下記のことについて諮問します。

記

1 水道料金改定率

2 改定時期

諮問理由

水道事業は、日常生活に欠くことのできない「水道水」を、安定的かつ継続的に供給するため、その財源を主として、利用者からの対価である料金によってまかなっております。

しかし、給水人口の減少を始め、節水意識の高まりや節水機器の普及などによる水需要の減少、また、水源施設、配水施設、管路施設などの耐震化を始めとする更新需要の増大による支出の増加、さらに、国の推進する上水道事業と簡易水道事業の統合などにより、今後より厳しい事業運営となることが予測されております。

現行の料金では、令和3年度に給水原価が供給単価を上回り、耐震化事業の国庫補助金の採択要件である、「料金回収率100パーセント以上」を達成できなくなり、令和5年度には純損失が発生し、令和18年度には、資金不足に陥り経営が破綻することとなります。

望ましい水道とは、住民生活や事業活動を支える重要なライフラインとして、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道であり、この理想像を実現していくため、また、損失を回避し、安全で強靱な水道の持続を目指すためにも、料金の改定が喫緊に必要となっており、水道料金改定率及び改定時期について、客観的な意見を求めるものであります。